

## 行政手続きにおける押印義務付け見直し方針

市民の利便性向上及び行政手続きの簡素化を図るため、市民（個人、事業者及び各種団体を含む。）が行う申請手続等において市が求めている「押印の義務付け」については、次により見直しを行うものとする。

なお、令和3年度中に押印の義務付けの見直しを行い、可能なものは令和4年度から廃止することとする。

### 1 目的

- (1) 市民の利便性の向上（負担軽減）
- (2) 行政手続きの簡素化（オンライン化）

### 2 義務付け見直しの方向

- (1) 基本的な考え方

- ・ **押印の義務付けを、原則「廃止」する。**

- ※国の法令や県の例規、通知等（国、県以外の各種団体の通知等を含む。

- 以下「法令等」という。）に根拠がない押印は廃止する。

- ※市の例規等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、手続の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、押印を求めている趣旨に合理的理由があるか等について検討し、真に必要な場合を除き押印を廃止する。

- (2) 具体的判断基準

- ・ 別紙「**押印義務見直し判断基準**」のとおり

- (3) 義務付け廃止の例外

- ・ 法令等により押印が義務付けられているもの
- ・ 他機関へ提供するもの
- ・ 実印を求めるもの 等

### 3 押印廃止のスケジュール

- (1) 法令等に基づく手続で押印廃止の方向のもの

- ・ 国・県等の動向により順次廃止

- (2) 市の例規等を根拠として押印を求めている手続で、今回の見直しにより廃止するもの

- ・ 必要な例規等の改正を行ったうえで、令和4年4月1日から廃止

- (3) 廃止した手続きの電子化

- ・ 可能なものからオンライン化

**※人事関係等内部事務についても、本方針の趣旨に準じて押印義務を見直すものとする。**

## 【押印義務見直し判断基準】

### 1 押印が必要なもの

- (1) **地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書**
  - ・ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
  - ・ 契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
  - ・ 金額等の要件により契約書の作成が省略できる場合（需用費等の請求書等）を含む。
- (2) **新見市入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの**
  - ・ 電子入札を実施する場合の入札書を除く。
- (3) **上記以外で、国の法令や県の例規、通知等（以下「法令等」という。）により押印が義務付けられているもの**
  - ・ 国や県に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
  - ・ 法令等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (4) **その他、実印・登録印（個人において印鑑登録を受けた印又は法人において法務局に届け出た代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの**

### 2 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- (1) **法令等により署名が義務付けられているもの**
  - ・ 署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
- (2) **本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの**
  - ・ 許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるものをいう。
- (3) **申請書等の添付書類として、本人以外が作成する診断書、意見書、証明書など当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの**
  - ※ 市の例規において「署名及び記名押印」と規定している場合は、押印廃止に伴い署名規定を残すことが想定される。（「署名又は記名押印」の場合、押印不要とする際は署名も不要である。）
  - ※ 個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とする。
  - ※ 法人については、原則として記名押印とする。
  - ※ 署名された申請書等を訂正する場合は、原則として、訂正署名による。

### 3 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなど記名でよいもの）

- (1) **本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの（上記1、2以外のもの）**
  - ・ 補助金等関係書類（申請書、実績報告書、請求書等）を含む。
  - ・ 施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書など対象が不特定の者で押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないものをいう。
  - ・ 届出事項の変更など単に事実・状況を把握することのみを目的としているものをいう。

## 4 その他参考事項

### (1) 用語の定義

- 署名:本人が自署すること
- 記名:代筆や印刷、スタンプなど自署以外の方法で氏名を記すこと

### (2) 押印の機能と検討にあたっての留意点

- 押印には次の3つの機能があるとされている。
  - ①本人確認(文書作成者の真正性担保)  
【留意点】本人確認の手法は多様にある点と、実印による押印でなければ必ずしも効果は大きくない。
  - ②真意確認(文書作成者の最終意思確認)  
【留意点】本人確認がなされれば、通常の場合は確認不要と思われる。
  - ③責任所在の確認(文書の真正性担保・証拠としての担保価値)  
【留意点】実印でない押印は法的に確立されたものではなく、押印そのもののみで担保価値が評価されるものではない。

### (3) 押印義務見直しの判断フローチャート



